

ちょっと増やせる「付加年金」をご存じですか

付加保険料と付加年金の額

付加年金の額は、「200 円 × 付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間(60ヶ月)納めたときの総付加保険料額の24,000円(400円×60ヶ月)に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額 12,000 円(200 円 × 60 ヶ月)となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります(上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です)。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)などはありません。付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

納付期限を過ぎると納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

- ① 自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

納付をやめても掛け捨てにはなりません

納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

▼手続き=年金手帳・印かんをお持ちになり、保険課高齢者年金係までお越しください。

▼問い合わせ先=●保険課 高齢者年金係 ☎9 1 2 9

●宇都宮西年金事務所 ☎0 2 8 (6 2 2) 4 2 2 2

統計調査 経済センサスにご協力を

平成24年2月1日を調査基準日として、事業所および企業を対象に、平成24年経済センサス―活動調査を行います。

支社等のない事業所及び新設された事業所を、都道府県知事が任命する調査員が1月中旬頃から訪問し、調査票を配布しますので、調査票の記入・回収にご協力をお願いします。

【調査の目的】

この調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状況を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎情報の整備を図ることを目的としています。

【調査事項】

経営組織、事業所の開設時期、従業員数、事業所の主な事業の内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額など。

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係
☎9 1 1 7

暖房時の室温が20℃でも快適な暮らし方「ウォームビズ」

「寒いときには着る、過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返りましょう。

ウォームビズは、暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、二酸化炭素の発生を削減し地球温暖化を防止することが目的です。

ウォームビズはあくまで過剰な暖房を抑制する呼びかけです。暖房をつけずに済むのであればそれが最も望ましいのですが、まず、「ご自分の体調管理を第一に考え、無理をしないで取り組むことが大切です。」

体をあたためる「3つ」

○首、手首、足首の「3つの首」をあたためましょう

マフラー、手袋、レッグウォーマーを活用する
○一部屋に集まって他の部屋の暖房や照明はオフ
みんなが一つの部屋に集まることで余計な暖房や照明などを使わなくて済む

○鍋からの湯気による加湿効果で体感温度がさらに上昇

冬が旬のもの、根菜類、しょうがなど、体をあたためる食材を使うとさらに効果的

○窓やドアなどからあたたかい空気が逃げない工夫

窓は断熱シート、複層ガラス、二重サッシなどを活用する

○入浴でからだも心もあたためる

お風呂あがりには1枚多く羽織り、寝るときも、首にタオルであたたかく

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係 ☎ 91131

【インフルエンザ予防のポイント】 咳やくしゃみをするときは、腕で口と鼻をおさえましょう。

庁舎の節電対策について

冬期における庁舎の節電対策として、次のとおり行いますので、町民の皆様の「ご理解」と「協力」をお願いします。

節電対策

照明・パソコン

1. 執務室、会議室の照明を間引きする。(蛍光灯の3割を取り外す)
2. 必要以外の照明は消灯する。(トイレ、書庫、湯沸室等) 昼休み時間の不要な照明を消灯する。
3. 庁舎外灯の点灯時間を短縮する。
4. (駐車場)：日没から午後10時まで
5. (庁舎壁)：日没から午後9時まで

5. 昼休みや長時間の離席時はパソコンのスリープ(スタンバイ)に設定と、業務終了時のパソコン・プリンター等のOA機器は、主電源を切ることを徹底する。

6. 庁舎ライトダウン・デー(午後6時に一斉消灯する)を毎日実施し、必要以外の照明は消灯する。

暖房

1. ウォームビズを励行し、暖房設定温度を原則20℃とする。
2. 暖房運転時間を制限する。
(運転時間は午前8時30分から午後5時までとする)
(会議室の運転時間は会議開始時から終了時までとする)
3. 正面玄関北側自動ドアを閉めきりとし、暖房効率を上げる。

▼問い合わせ先

総務課 管財係 ☎ 91114



役場へ来庁される皆さんへ「ウォームビズ」の実施

町では、11月1日～平成24年3月31日までの期間を「ウォームビズ実施期間」と定め、地球温暖化防止対策の推進、電気使用量の削減を図るため、庁舎暖房の温度を20℃に設定しています。「ご理解」と「協力」をお願いします。

▼問い合わせ先

総務課 秘書庶務係
☎ 91113